



## 熱流動部会 部会賞表彰細則

2018年8月3日 2018年度第1回熱流動部会運営小委員会承認

### (目的, 趣旨)

第1条 本細則は「熱流動部会規約」第1条, 第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」第1条に基づき, 熱流動部会部会賞(以下, 「部会賞」という)の表彰について定めることを目的とする。原子力における熱流動分野の発展や進歩をうながすことを目的として, この分野において顕著な貢献をした個人またはグループに対し, 部会賞を贈呈する。

### (種類と対象)

第2条 部会賞に下記賞を設ける。

- (1) 熱流動部会功績賞：熱流動分野において幅広くかつ顕著な貢献のあった個人が対象。毎年1名以内とする。
- (2) 熱流動部会業績賞：熱流動分野において顕著な学術または技術上の業績のあった個人またはグループが対象。毎年2名以内もしくは1グループ以内とする。
- (3) 熱流動部会奨励賞：熱流動分野において顕著な学術または技術上の業績のあった40才までの個人が対象。毎年3名以内とする。なお, 直近2年以内の業績を考慮するものとする。
- (4) 熱流動部会優秀講演賞：熱流動分野に関する, 日本原子力学会または熱流動部会が主催もしくは共催する行事での優れた口頭発表, ポスターセッションでの発表を対象とする。「春の年会」および「秋の大会」においては, 各3名程度を目安とする。ただし, 受賞資格は40才までの個人で, 過去5年以内に同賞を受賞していないこととする。

2 部会賞受賞者は, 原則として熱流動部会員とする。

### (表彰小委員会)

第3条 部会賞選考のために, 表彰小委員会を設置する。

- 2 表彰小委員会委員長は部会長の指名により, 部会全体会議において承認する。
- 3 表彰小委員会委員は表彰小委員会委員長が選任し, 運営小委員会において承認する。ただし, 委員名は公開しない。

### (選考方法)

第4条 部会賞表彰選考要領については, 別途定める。

### (表彰時期)

第5条 熱流動部会功績賞, 熱流動部会業績賞および熱流動部会奨励賞については, 「春の年会」における部会全体会議において表彰する。

- 2 熱流動部会優秀講演賞の表彰時期は, 日本原子力学会または熱流動部会が主催もしくは共催

する行事ごとに定めることができる。

(選考結果報告)

第6条 表彰決定後、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

第7条 本細則の改定は、熱流動部会運営小委員会が決定し、熱流動部会全体会議、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(その他)

第8条 本細則に規定されていない事項については、運営小委員会において協議する。

#### 附則

- 1 平成24年3月20日 第38回熱流動部会全体会議制定，同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成15年9月25日 制定
  - ② 平成16年2月9日 改定
  - ③ 平成22年3月27日 改定
  - ④ 平成23年9月21日 改定 総会を全体会議，委員会を小委員会に変更
  - ⑤ 平成24年3月20日 学会管理の内規へ変更
  - ⑥ 平成24年3月20日 第38回熱流動部会全体会議制定
  - ⑦ 平成28年3月26日 「熱流動部会部会賞表彰細則」に変更 平成27年度第2回熱流動運営小委員会承認，平成28年3月26日 第46回熱流動部会全体会議報告，平成28年4月15日 部会等運営委員会メール報告，平成28年5月24日 第8回理事会報告
  - ⑧ 2018年8月3日 優秀講演賞の受賞資格を明文化 2018年度第1回熱流動運営小委員会承認，2018年9月5日 第51回熱流動部会全体会議報告，2018年10月17日 部会等運営委員会メール報告，2018年10月29日 第4回理事会報告

#### 附則

- 1 平成28年3月26日承認の細則は，熱流動部会運営小委員会承認の日から施行する。
- 2 2018年8月3日承認の細則は，熱流動部会運営小委員会承認の日から施行する。